

# 韓国のハンセン病患者らに対する支援政策に関する一考察

— ハンセン特別法の成立過程とその展開 —

A study on Support for Hansen's Disease Patients policy in Korea  
— The formation process of Hansen's Disease special law and its development —

坂本光徳

## 要旨

韓国のハンセン病患者ら<sup>1)</sup>に対する支援政策は、日本統治下の影響をうけ隔離主義を引き継ぐものから出発した。日本と比較して早い段階の1963年に法制度的には隔離主義を解くことになり、働けるものに土地と家屋を用意して集団定着させる定着村事業を推進した。それは、経済成長を優先事項とする政府にとっては、隔離施設に収容してその生活を保障するよりも効率のよい政策であった。

2001年に発足した国家人権委員会は、国内でのハンセン病患者らに対する人権意識の高まりから、ハンセン病患者らの人権侵害の実態調査を2005年に実施した。調査結果によると、人権侵害事件について真相に不明な点が多く、ハンセン病患者らの苦痛は今も続いていた。これを受けて国家人権委員会は、ハンセン病患者らの過去の大規模な人権侵害の真相を究明し、それに応じた適切な名誉回復と補償のための特別法の制定を推進することなどを保健福祉部長官に勧告した。

2007年に特別法は制定されて、同法に規定されたハンセン人被害事件真相究明委員会による、2期にわたる大規模な調査、検討が実施された結果、被害事件は17件、6462人がその被害者として認定された。また2013年時点で同法に規定された生活支援として約4千人に毎月15万ウォンずつが支給されることになった。

キーワード：ハンセン病、ハンセン特別法、ハンセン人事件法、国家人権委員会、ハンセン人被害事件真相究明委員会

## 第1章 ハンセン病患者らに対する政策の歴史と特別法の成立について

1945年に第二次世界大戦が終結し、米軍政期を経て大韓民国（以下韓国）が樹立されるも、朝鮮戦争が勃発し、韓国政府は戦後の復旧事業、戦災民の救護活動なども海外からの援助に大きく頼っていた。一般国民に対する福祉立法もとりたててないこの時期はハンセン病政策においても、日本統治下に朝鮮総督府が1935年に制定した「朝鮮癩予防令」に基づく行政運用がしばらく続いていた。1954年に同政令が廃止されて、代わって同年に「伝染病予防法」が制定されてハンセン病政策は、一般法の位置づけとはなるが隔離主義の性格を引き継ぐものであった。

1961年の軍事クーデターにより樹立した朴正熙政権は、経済成長を最優先事項としており、経済発展はなしたが、貧富の格差などの国民の福祉の点については深刻な問題が発生した。この間のハンセン病政策は、1963年に伝染病予防法が改正され、法制度上は隔離主義が解かれることとなる。また同時期に、政府は働くことの可能なハンセン病患者らによる自立を目的として、政府が土地と家屋を用意して集団定着させる定着村事業を推進していた。

この定着村事業推進の背景として、「①朝鮮戦争後の混乱とそこからの復興・再建という状況が目指されるなか、国家による絶対隔離政策の維持が財政的に困難であったこと、②当時問題となっていた『浮浪患者』への対応と、自活可能な病者の経済的自立を可能にするための方針であった<sup>2)</sup>」という2点が指摘されている。つまりは、経済成長を優先事項とする政府にとっては、隔離施設に収容してその生活を保障するよりも経済効率のよいハンセン病政策として推進されたということである。

その後、定着村事業は一定の評価を得ながら推進されることとなる。ハンセン病患者への大きな政策転換については、金大中政府の社会改革を待つこととなる。

1993年6月のウィーン世界人権大会にて、韓国政府は国家人権機構を設置することが要請された。それを契機に、1997年11月に金大中大統領候補は、人権法の制定と国民人権委員会設立を大統領選挙公約に掲げた。1998年3月に金大中政権は100大課題の一つとして、国家人権委員会設置を発表した。その後、政府では法務部所管で国家人権委員会設置を骨子とする法案を提出したが、法務部所管ではない独立性を保った組織としての設置を要求する人権団体による市民運動が3年に渡り展開された。ようやく2001年5月24日に独立した委員会としての地位を持つ国家人権委員会法が制定され、同年11月に国家人権委員会が発足することになった<sup>3)</sup>。

折しも、日本では、2001年に「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」が制定される。成立当時の同法は、日本国内の療養所のみを対象としており、日本統治時代の韓国、台湾の療養所を排除したものであった。そのため両国当事者による日本政府に対する賠償訴訟に発展することになった。結果、法律改正により日本統治時代の入所者も対象となり補償金の支給を受けることになった。このことは、ハンセン病患者ら当事者はもちろん、韓国内のハンセン病患者らに対する人権意識をより高めることになった。そのため、日本統治時のみならず、解放後の韓国政府の下での人権侵害への関心も呼び起こした。それまで沈黙していた多くの被害者達が人権侵害事件の真相を明らかにすることを要求し始めたのである。それらにより、国家人権委員会においても、ハンセン病患者らの人権実態調査を実施することにつながった。

国家人権委員会の人権実態調査は、2005年5月から約7ヶ月にわたり実施され同年12月に報告書が作成された。報告書の一部の概要を以下に示す。

ハンセン病患者らの受難は1910年代、日本統治下にハンセン病患者らの強制収容と強制隔離政策を実施することから始まり、その政策は完全絶対隔離、生涯隔離、子孫根絶の形で

行われた。日本はハンセン病患者らを小鹿島に隔離、強制労働をさせながら外出を禁止して断種と中絶を強行し、事後には学術研究のために体を解剖、人体標本を作って保管したりした。このような非人権的な行為は解放後も継続されることになる。1945年8月に日本が撤収した後、小鹿島更生園運営権の問題で発生した虐殺事件をはじめ、1957年のビトリ島で地元の人々がハンセン病患者らを集団虐殺した事件のような反人倫的惨状は解放以降1957年まで10回も起きている。しかし、その真相については不明な点が多く、ハンセン病患者らの苦痛は今も続いている。

現在、全国で約1万6千人余りのハンセン病患者らの半分程度は各地で生活をしており、残りは全国89カ所の定着農園や国立小鹿島病院などの施設で生活をしている。これらはまだ社会的偏見の中で、教育、医療、福祉などの利点から、多くの疎外を受けており、国立小鹿島病院の場合にも、病院運営規定自体に人権侵害的規定が残存しており、病院施設と集落施設が分離されていないまま運営されている。このような理由から、外出時にも病院長に申告をしなければならないなどの不合理なシステムが相変わらず存在している<sup>4)</sup>。

上記の報告を受けて、国家人権委員会は、2006年5月に全員委員会を開催してハンセン病患者らの人権改善と関連して保健福祉部長官に次の4点の勧告を行った。①真相究明と名誉回復に関連して、ハンセン病患者らの過去の大規模な人権侵害の真相を究明し、それに応じた適切な名誉回復と補償のための特別法の制定を推進すること。②国立小鹿島病院に関連して、病院の運営規定などの人権侵害的要素を改善し、長期的には国立小鹿島病院を病院施設と集落施設に分離して管理するか、集落の施設は福祉施設に転換して、これに合わせて運営をすることで、小鹿島在住ハンセン病患者らが人間らしく生きることができる環境を用意すること。また過去の人権侵害の究明と補償などのために、国立小鹿島病院に存在するリストと関連資料を確保すること。③ハンセン病患者登録制度と福祉政策に関連して、法律的根拠が希薄であるハンセン病患者の中央登録制度は廃止するか、または大幅に改善し、ハンセン病歴の漏洩による差別が起こらないようにすること。および見た目の変化はないが、末梢神経の麻痺による障害を抱えているハンセン病歴者が障害者に処遇されて障害者福祉法などの適用を受けることができるよう、関連法令の基準を調整すること。④差別解消のための教育と広報に関連して、医師のハンセン病管理のための教育をするに当たっては、実態などについて教育して医療関係者による人権侵害がないようにすること。また教育人的資源部<sup>5)</sup>などと協力してハンセン病の実態を知らせる教育と広報を学生と市民に実施することにより、ハンセン病患者らに対する偏見を払拭させていくこと。

また併せて、国家人権委員会は、真実和解のための過去史整理委員会<sup>6)</sup>に、ハンセン病患者らに関する過去の主要な人権侵害事件について真相調査を実施し、その結果に基づいて被害者の名誉を回復させるための適切な措置をとることを勧告し、さらに定着村が所在する各地方自治団体長にも、劣悪な定着村の住居環境を改善し、運営の透明化と民主化を期することができる方法を講ずることを勧告している。

国家人権委員会は、これまで社会的偏見と冷遇にもかかわらず、人権侵害的条件を自ら改善するために努力してきたハンセン病患者らを高く評価したうえで、この勧告を契機に、過去の受難の歳月を生きてきたハンセン病患者らの遺恨が多少なりとも解けること、また世間の差別偏見が解消されて共に隣人として暮らす世界が開けることを願っている。<sup>7)</sup>

この勧告を受けて、2007年に「ハンセン人被害事件の真相究明と被害者の生活支援等に関する法律（以下ハンセン特別法<sup>8)</sup>）」が制定されて2008年より施行されることになった。

## 第2章 ハンセン特別法の概要とその展開について

### 第1節 ハンセン特別法の概要<sup>9)</sup>

#### ◇制定理由

ハンセン病患者らの隔離収容の過程で発生した監禁及び暴行及び断種等の人権蹂躪や虐殺事件などのハンセン病患者らの被害事件の真相究明に必要な事項を規定し、その被害事件の被害者の生活および医療の支援をすることで、ハンセン病患者らの人権と生活の安定を図ろうとすることである。

#### ◇主な内容

##### (1) ハンセン人被害事件の範囲（法第2条第3号）

ハンセン人被害事件の範囲を次の4項に定めている。

- ①国立小鹿島病院または「伝染病予防法」で定める感染症の予防施設に隔離収容された者（以下ハンセン入所者とする）が、1945年8月16日から1963年2月8日まで収容施設に隔離収容されて暴行、不当な監禁や本人の同意なく断種手術をされた事件。
- ②1945年8月25日を前後して小鹿島更生園従業員の暴力でハンセン病患者らが死亡及び行方不明または負傷した事件。
- ③1962年7月10日から1964年7月25日まで高興郡ドヤン面ボンナム半島と豊穰半島を結ぶ干拓工事に関連してハンセン病患者らが強制労働をされた事件。
- ④他ハンセン人被害事件真相究明委員会で審議決定した事件。

##### (2) ハンセン人被害事件真相究明委員会の設置（法第3条）

ハンセン人被害事件の真相を究明して、この法律に基づく被害者の審査及び決定に関する事項を審議及び決定するために、国務総理所属下にハンセン人被害事件真相究明委員会を置く。

##### (3) 不利益処遇禁止など（法第5条）

被害者とその遺族はハンセン人被害事件の被害者とその遺族という理由でいかなる不利益や不当な処遇も受けない。

(4) 記念事業（法第 8 条）

国及び地方公共団体は、ハンセン人被害事件の被害者を慰霊して歴史的な意味を再確認し、平和と人権のための教育の場として活用するための記念館建設などの記念事業を行うことができるようにする。

(5) 医療支援金および生活支援金など（法第 9 条）

被害者に対して医療支援金および生活支援金を支給することができるようにするが、これらの助成金の支給を受ける権利は、譲渡または担保に提供したり、差し押さえられたりすることができないようにする。またその支給の範囲と金額の算定と支払い方法などは、大統領令で定めるようにする。

(6) ハンセン人住居福祉施設などの設置（法第 10 条）

国及び地方自治団体は、被害者のためにハンセン人住宅福祉施設やハンセン人医療福祉施設を設置することができるようにする。

つまり、ハンセン特別法は、同法が定める被害事件及びハンセン人被害事件真相究明委員会が認めた被害事件の被害者に対して医療支援、生活支援をすることを基調としている。加えて、被害者の慰霊のための記念館などを設立することで人権教育の推進も図ろうとしている。

## 第 2 節 特別法の成果

ハンセン特別法に基づいて 2009 年から国務総理所属でハンセン人被害事件真相究明委員会が構成されて被害事件の申告・受付などを行い、2011 年末時点で 6,400 件の受付を行った。その成果を 2012 年 3 月に発表した<sup>10)</sup>。

これによると委員会は、これまでの被害事件の種類、被害者等の規模を把握した後、支援対象と金額について、2011 年に審議をして、2012 年度からは生活支援金の予算（36 億ウォン）を確保して支給することとなった。

立法趣旨が賠償・補償ではなく、生活の安定であることを考慮して、政府は、基礎生活受給者<sup>11)</sup>選定のための収入を算定する際は、この生活支援金を控除する特例を適用してハンセン人被害者の基礎生活受給権がそのまま維持されるようにしている。

これにより、基礎生活受給者と次上位階層<sup>12)</sup>である被害者は、毎月 15 万ウォンずつ生活支援金を支給されることになり、すでに決定された犠牲者の生存者である約 1,000 人程度が、今回の支援対象に含まれることになる。ちなみにハンセン病患者らの 8 割以上が基礎生活受給者と次上位階層である。（表 1 参照）

表 1：ハンセン人生活実態（2011 年）

|    | 全体       | 基礎生活受給者 | 次上位階層   | その他     |
|----|----------|---------|---------|---------|
| 人数 | 13,039 名 | 9,636 名 | 1,343 名 | 2,060 名 |
| 割合 | 100%     | 73.90%  | 10.30%  | 15.80%  |

（出所）韓国保健福祉部「過去ハンセン人事件の被害者に毎月生活支援金支給」

（資料）p.9. 2012 年 3 月 22 配信 を参照して筆者作成

実際の運用であるが、当生活支援金は、被害者本人名義の口座に毎月 25 日頃に支給され、最初に支給される 2012 年 4 月には、2012 年の 1 月分からさかのぼって支給された。

手続きの手順については、当申告が受理されると、調査員が被害者と保証人を訪問調査した後、レポートを委員会に提出して、被害者か否かを審議・議決する。当被害者決定通知を受けた者（または代理人）は、市郡区保健所（ハンセン人担当）に支給申請書を提出することとなる。

政府は 2012 年の調査要員を 2 倍に拡充して全ての生存者に生活支援金がサポートされるように、できるだけ速やかに調査する計画としている。2012 年時点では全体の生活支援金支給対象は、4 千～5 千人程度になると予想されていた。

この時点でハンセン人被害事件真相究明委員会により認定された被害事件は、期間外ハンセン人隔離暴行事件、泗川ビトリ事件、胸骨骨髓穿刺事件の 3 件であり、法の規定する事件と併せて 6 件の事件が対象となった。（表 2 参照）

この後もハンセン人被害事件真相究明委員会の調査は継続して行われて、2013 年 7 月には真相調査を全て終えたと発表<sup>13)</sup>した。その概要を以下に示す。

ハンセン人被害事件真相究明委員会と保健福祉部は「ハンセン特別法」に基づいて、2009 年から実施した真相調査をすべて終えたと発表した。この法律は、解放後から 1970 年代までのハンセン病患者らに行われた監禁・暴行・強制労働などの被害事件の真相究明を通じて、被害者の人権と生活の安定を図るためのものであり、2009 年から国務総理所属でハンセン人被害事件真相究明委員会を構成・運営して被害事件届けの受付及び被害者の調査を実施してきた。委員会では、立法趣旨が被害者の生活の安定であることを勘案して、法で直接規定された事件（隔離・暴行など 3 件）のほか、同様の事件も可能な限り事件と分類して決定した。ハンセン人隔離暴行事件、84 人虐殺事件、オマド干拓事業事件の 3 件および、泗川ビトリ事件などの 14 件を含めて、合計 17 事件が「ハンセン人被害事件」に決定した。（表 2 参照）

表2：ハンセン人被害事件一覧

| 法で直接規定された事件      |                     |   |
|------------------|---------------------|---|
| No.              | 事件名                 | 事件の概要   |
| 1                | ハンセン隔離・暴行事件         | ハンセン入所者が1945年8月16日から1963年2月8日まで収容施設に配置されて暴行、不当な監禁や本人の同意なしに断種手術などを受けた事件。   |
| 2                | 84人虐殺事件             | 1945年8月20日を前後して、小鹿島更生園従業員による暴力でハンセン病患者らが死亡、行方不明または負傷した事件。   |
| 3                | 五馬島（オマド）干拓事業事件      | 1962年7月10日から1964年7月25日までの間に小鹿島を含む高興郡道陽邑と隣接する五馬島一帯の海域の干拓工事に関連してハンセン病患者らが強制労働をされた事件。  |
| 委員会により審議・認定された事件 |                     |   |
| 4                | 期間外の事件（隔離・暴行）       | ハンセン入所者が1963年2月9日の伝染病予防法の改正以降に収容施設に隔離収容されて暴行、不当な監禁や本人の同意なしに断種手術などを受けた事件。  |
| 5                | 泗川ビトリ事件             | 1957年8月に三千浦市に住むハンセン病患者らが農地の確保のためにビトリ島に渡り、生産事業をしていた中、周辺住民100人余りの攻撃を受けて、集団で被害を受けた事件。  |
| 6                | 胸骨骨髄穿刺事件            | 小鹿島病院で「ハンセン病患者胸骨骨髄内らい菌検査の診断的価値の研究報告」に基づいて1952年から胸骨骨髄採取の検査を実施された患者が、治療法ではなく検査方法の研究ということを知って1954年4月6日、大規模な騒乱を起こし検査が中断された事件。 |
| 7                | 楊平両水里事件             | 40人余りが、1963年4月から保健社会部支援のもと、楊平の両水里一帯に住んで家を建築していた中、12月19日に村の住民に暴行を受け家屋が全て破壊された事件。   |
| 8                | 安東子供失踪事件            | 1947年6月頃、安東で行方不明の子供についてハンセン病患者らの犯行を疑い、警察が3人を川沿いの共同墓地で銃殺し、また警察と住民により暴行した事件。  |
| 9                | 務安連動事件              | 1949年9月14日、刑務所脱獄事件鎮圧の過程で務安群連動に集団居住していたハンセン病患者ら40人が死亡などした事件。   |
| 10               | 咸安水文理事件             | 1950年7月に咸安郡水文理でハンセン病患者らに人民軍と内通したとの疑いをかぶせて軍隊・警察によって死亡させた事件。  |
| 11               | 羅州ネトゴル事件            | 1950年9月に朝鮮戦争中の人民軍占領時に、住民申告で警察が犠牲になったことに対する報復として、警察により村の住民とハンセン病患者らの40人余りが死亡などの被害を受けた事件。                                   |
| 12               | 釜山日光小学校ハンセン子供就学反対事件 | 1960年代に日光小学校入学の過程で、住民からハンセン病患者らの子供たちが不登校の嫌がらせや集団暴行を受けた事件。   |
| 13               | 義城金星小学校ハンセン子供就学反対事件 | 1965年金星小学校に入学の過程で、住民と親からハンセン病患者らの子供たちが不登校の嫌がらせや集団暴行を受けた事件。  |
| 14               | 釜山龍山小学校ハンセン子供就学反対   | 1979年3月に龍山小学校に入学の過程で、住民と親からハンセン病患者らの子供たちが不登校の嫌がらせや集団暴行を受けた事件。   |
| 15               | 金泉理髪店暴行事件           | 1963年に三哀願に住むハンセン病患者らが理髪店の主人に暴行を受け追い出された事件。  |
| 16               | 金泉風呂暴行事件            | 1976年銭湯の主人が、ハンセン病患者らが人を食ったという噂を言いふらし、住民60人による抗議の申告を受けて出動した警察がハンセン病患者らを暴行した事件。   |
| 17               | 釜山化源暴行事件            | 1950～1970年代までの聖花院（救護施設）に入所したハンセン病患者らが院長と従業員から隔離・監禁と暴行と強制労働を受けた事件。   |

（出所）大韓民国保健福祉部「過去ハンセン人被害事件真相調査全て終え」（資料）2013年7月18日配信<sup>14</sup>を参照して筆者作成。

被害届は2009年3月から2013年4月末までに6回延長受付を実施して委員会（事務局）に最終10,038件を受け付けた。調査員が直接訪問して調査後作成された報告書をもとに委員会で審議した結果、6,462（届出当時死亡1,758）件は被害者に認定、256件は不認定、残りの3,320件は重複申告などで差し戻された。

分類すると暴行事件が4,847件（期間外を含む）、オマド干拓事業事件549件、泗川ビトリ事件55件などの被害者がおり、その被害のため継続治療が必要な人には医療支援金（一時金）が、また基礎生活受給者と次上位階層には生活支援金が支給される。

生活支援金は、委員会で支援対象、支給額と支給時期を決定して、2012年1月から生存時まで毎月15万ウォン（国費100%、年間70億ウォン）ずつ支給されている。支給対象者の総計は、約4千人となり生存被害者の約85%となる。

生活支援金を支給されたい被害者（または代理人）は、生活支援金支給申請書と基礎受給者証明書（または次上位書類）を市郡区保健所（ハンセン人担当）に提出すればよい。生活支援金は、被害者本人名義の口座に毎月25日頃に支給され、支給対象者すべてに2012年1月分から遡及して支給される。

医療支援金は、医療機関で診断書などの発給を受け支給申請書を提出すると、委員会で支給するかどうか、および支給額などを決定した後、本人の口座に入金される。2009年からの支給実績は、申請者31人のうち7人が支給決定されており、1人当たり1～7百万ウォン、計2500万ウォンが支給されている。

委員会は、「2009年からハンセン人団体や新聞広告などを介して複数回の奨励をしたため、これ以上は申告する被害者はいないものと見て任期（2011年8月1日～2013年7月31日）を終えて活動を終了する」と明らかにした<sup>15)</sup>。

### 第3節 ハンセン特別法の主な改正のあゆみ

#### (1) 支援金の用語と給付について

（2015年12月29日一部改正、2016年3月30日施行）

ハンセン特別法は、解放以後から1970年代までのハンセン病患者らに行われた監禁及び暴行及び強制労働などの被害事件の真相究明を通じて、被害者の人権と生活の安定を図るために制定された。ところが、現在（2015年）の法令に基づくハンセン病患者らの被害者の基礎生活受給者と次上位階層のみ生活支援金が給付されている状態で、被害者の約15パーセントに相当する600人余りが生活支援金支援対象から除外されている。これは被害者の生活の安定を図ろうとする立法目的と合致していない側面がある。そのため「生活支援金」を「慰労支援金」に用語を変更し、所得や財産に関係なく、被害者に決定されたハンセン病患者らすべてに慰労支援金を給付するようにすることで、生活支援の死角地帯を解消し、この法律の立法目的を達成する<sup>16)</sup>。これに伴い法律名も「ハンセン人被害事件の真相究明と被害者の生活支援等に関する法律」から「ハンセン人被害事件の真相究明と被害者支援等に関

する法律」に変更する。

(2) 委員会の所属および委員について

(2019年1月15日一部改正、施行2019年7月16日)

ハンセン人被害事件真相究明委員会を現行国務総理所属から保健福祉部長官所属に変更し、委員会又は実務委員会の委員や委員だった人については、その職務に関して知り得た秘密の漏洩を禁止する。また、委員会又は実務委員会の委員のうち公務員ではない人に「刑法」による賄賂罪などを適用するときは、公務員と同様とする<sup>17)</sup>。

委員会の構成に関する変更はより素早く柔軟な対応ができるようにするためである。また人権保護の観点から情報漏洩に関して禁止や罰則を取り入れて、個人情報保護を強化したものである。

### 第3章 まとめと今後の課題

韓国のハンセン病患者らは、日本統治時代はもちろん、解放後においてもしばらく隔離されていた。治療の進歩から法律上の隔離が日本よりも早い段階で解かれて、日本とは異なる道を歩むことになり、定着村事業に代表される自立を目指す施策が推進された。それは、収容施設とは異なる自由と自立による喜びをハンセン病患者らが感じる機会も提供したが、全てが成功したわけではなく、また周辺住民との対立や差別も少なからず生んだ。ハンセン病患者らが集団で定着することにより、いわば緩い隔離が永く続くことになったと言える。そのような状況の中でハンセン病患者らの人権侵害は、顧みられることがほとんどなかった。

そのためハンセン病患者らの人権に着目したハンセン特別法は、画期的で意義があるものであった。特に本論文で取り扱った被害事件の真相究明の調査に関しては、被害者の高齢化により真相を知る者が減少していくことを考慮すると、非常に貴重なものであった。

またハンセン特別法では、記念館の建設などの記念事業についても定めている。記念事業の基本計画には、「過去ハンセン病患者のための社会的な待遇や嫌悪感は、現在も障害者、貧困者、高齢者、外国人労働者及び朝鮮族も同じパターンで繰り返されている。このような状況の原因の根本にあるものは、知らないことや、理解が不足していることである。したがって、社会的統合の一環としてハンセン記念事業の必要性が提起される。<sup>18)</sup>」とある。つまりは、治療法の確立と高齢化のためにその数が減少していくハンセン病患者らのためだけではなく、同じように差別的扱いや偏見にさらされる者達のためにも、この経験を生かすべく実施される将来を見据えた事業である。この事業については、本論文では取り扱わなかったため、今後の研究課題としたい。

本論文では、ハンセン特別法の成立からその歩みをまとめたが、同時期にハンセン病患者らによる韓国政府に対する国家賠償訴訟が起こされている。ハンセン特別法は、あくまで生

活支援であって国家賠償訴訟を意図したものではないとしていたが、相互に影響したことは否定できないものと考えられる。これも今後の研究課題として、国家賠償訴訟とハンセン特別法が、ハンセン病患者らへの施策にどのように作用したのかを分析していきたい。

- 1) 本論文では「ハンセン病患者ら」とは、ハンセン病患者と既に治療を終えた回復者を指す。韓国においては、これを一般的に「ハンセン人 (한센인)」と表記する。本論文では韓国内の法律や名称等を表記する際はハンセン人も使用する。
- 2) 新田 さやか 三本松 政之「韓国のハンセン病者と定着村事業の展開過程にみる人権をめぐる課題」立教大学コミュニティ福祉学部紀要第 19 号, 2017, p. 57.
- 3) 大韓民国国家人権委員会 HP  
〈<https://www.humanrights.go.kr/site/homepage/menu/viewMenu?menuid=001005001001002>〉  
2019 年 10 月 1 日参照。
- 4) 国家人権委員会 『ハンセン人人権実態調査』2005
- 5) 韓国の行政組織。日本の旧文部省部門に相当する。
- 6) 真実及び和解のための過去史整理基本法 (2005 年) 第 3 条を根拠とする委員会。
- 7) 国家人権委員会 「ハンセン人人権改善のための政策勧告」(資料) 2006 年 5 月 15 日配信。
- 8) 法律上の略称は、「ハンセン人事件法」となるが韓国内報道でも「ハンセン人特別法」の表記が多数認められる。本論文では日本国内の先行文献にならい「ハンセン特別法」と表記する。
- 9) 国家法令情報センター HP 〈<http://www.law.go.kr/>〉 2019 年 10 月 3 日参照。
- 10) 韓国保健福祉部「過去ハンセン人事件の被害者に毎月生活支援金支給」(資料) 2012 年 3 月 22 日配信。
- 11) 基礎生活受給者とは、国民基礎生活保障法 (日本の生活保護法に相当) の受給者を指す。
- 12) 次上位階層とは、国民基礎生活保障法の受給権者に該当しない階層であるが、所得認定額が大統領令で定められた基準以下の階層。条件によっては、給付の一部を受け、自立促進事業に参加できる。
- 13) 韓国保健福祉部「過去ハンセン人被害事件真相調査全て終え」(資料) 2013 年 7 月 18 日配信。
- 14) 韓国保健福祉部, 前掲資料, pp.4 - 5.
- 15) 韓国保健福祉部, 前掲資料, pp.2 - 3.
- 16) 参照 総合法律情報 HP  
〈<https://glaw.scourt.go.kr/wsjo/lawod/sjo190.do?contId=2190397#1571030347251>〉。  
2019 年 10 月 11 日参照
- 17) 参照 総合法律情報 HP  
〈<https://glaw.scourt.go.kr/wsjo/lawod/sjo190.do?contId=3203128#1571031262266>〉。  
2019 年 10 月 11 日参照
- 18) 保健福祉部 『ハンセン記念事業基本計画樹立』2015, p.3.

#### 参考文献

- ・池 炫周, 直美 (2007) 「金大中政権における「現代化」と社会政策 (2): 福祉政策とジェンダー政策に見る自覚と現実の間」北大法学論集, 58 (1), pp. 61-110.
- ・坂本光徳 (2010) 博士論文『韓国の福祉国家下と生産的福祉政策 - 金大中政権の福祉改革を中心に -』四天王寺大学大学院.
- ・新田 さやか・三本松 政之 (2017) 「韓国のハンセン病者と定着村事業の展開過程にみる人権をめぐる課題」

立教大学コミュニテイ福祉学部紀要第(19) pp. 49 - 64.

- ・柳駿 (2010) 『木を植える心－韓国ハンセン病治療のために捧げた生涯－』(牧野正直監修、菊池義弘訳) 東海大学出版会.
- ・吉田幸恵 (2015) 博士論文『韓国ハンセン病者の現代史－韓国定着村事業の検討を中心に－』立命館大学.
- ・李在承 (2012) 「韓国における過去清算の最近の動向」立命館法學 2012 (2) , pp. 1185-1218.
- ・국가인권위원회 (2005) 『한센인 인권 실태조사』(国家人權委員會、『ハンセン人人權実態調査』).
- ・보건복지부 (2011) 『한센인 피해사건 진상조사』(保健福祉部、『ハンセン人被害事件真相調査』).
- ・보건복지부 (2015) 『한센 기념사업 기본계획 수립』(保健福祉部 『ハンセン記念事業基本計画樹立』).

